



投票日に投票所へ行くことができない方は、 期日前(不在者)投票をご利用ください

仕事・旅行・冠婚葬祭・入院・出産などの理由で、投票日に投票できない見込みの方は、期日前投票や不在者投票をご利用ください。



期 日 前 投 票

投票日当日、投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。ご自分の「入場整理券」の裏面に必要事項を記入のうえ、お持ちください。

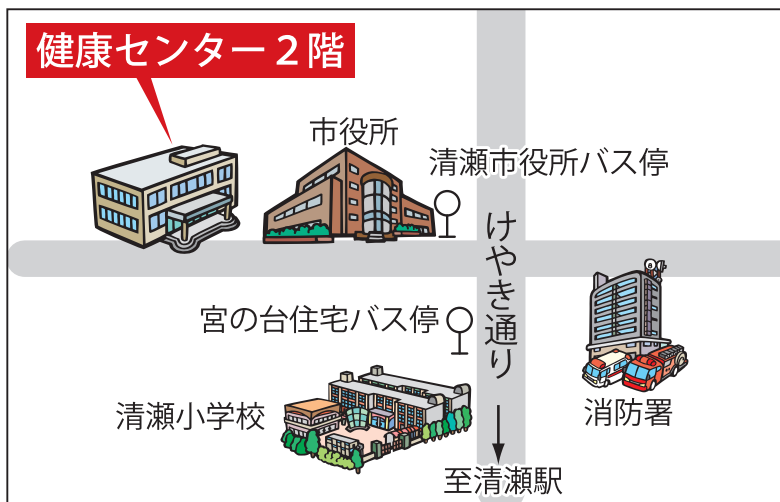
生涯学習センターで投票できる時間が午後9時までになりました。

※健康センターは午後8時までですご注意ください。

健康センター

期間 6月24日(土)～7月1日(土)(8日間)

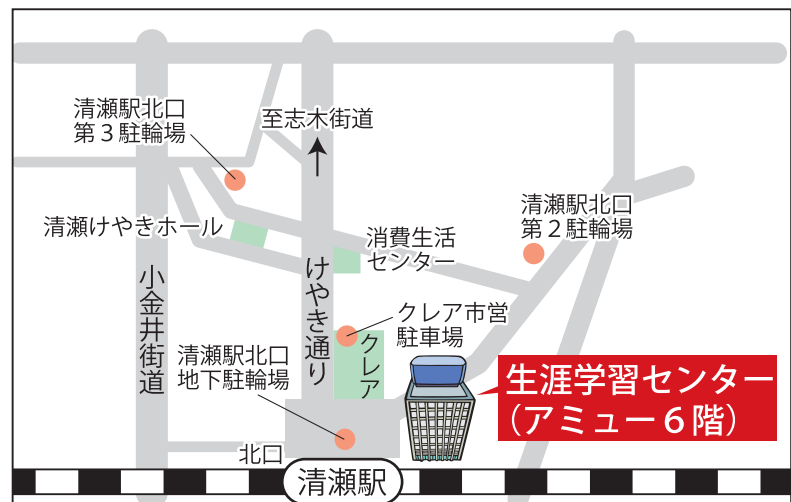
時間 午前8時30分～午後8時



生涯学習センター

期間 6月27日(火)～30日(金)(4日間)

時間 午前9時30分～午後9時



滞在先の区市町村の不在者投票所で不在者投票

仕事や旅行などで清瀬市以外に滞在先の方は、あらかじめ投票用紙を請求して、滞在地の選挙管理委員会でする不在者投票ができます。

不在者投票宣誓書(兼請求書)

私は、平成29年7月2日執行の東京都議会議員選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。

このことが真実であることを誓い、投票用紙(等)を請求します。 平成29年 月 日

- ①氏名(フリガナ)
- ②生年月日
- ③清瀬市の住所
- ④投票用紙の送付先
- ⑤日中連絡がとれる電話番号
- ⑥不在者投票の理由
(仕事で出張中、出産のため実家へ帰っているなど)

※請求書は便せんなどを使用して左記のように作成してください(市のホームページからダウンロードすることもできます)。

【手続きの手順】

- ①「不在者投票宣誓書兼請求書」を清瀬市選挙管理委員会に至急郵送または持参(ファクス・メールでの提出はできません)
- ※住民基本台帳カードもしくはマイナンバーカードをお持ちで電子証明書を取得し、ICカードリーダをお持ちの方は清瀬市電子申請サイトから請求することができます。
- 郵送先 〒204-8511清瀬市中里5-842 清瀬市選挙管理委員会事務局宛

- ②清瀬市選挙管理委員会からご本人の希望送付先に投票用紙を郵送

- ③投票用紙が届いたら、滞在先の区市町村で不在者投票

この方法は郵送によるため、日数がかかります。お早めにお手続きください。

お体の不自由な方へ



代理投票

お体が不自由なことなどにより、ご自分で投票用紙に書くことができない方は、申し出により投票所の係員が付き添い、ご本人の意思を確認して代筆します(ご家族などが代筆することはできません)。

投票の秘密は守りますので、安心して投票所の係員にお申し出ください。

点字投票

目が不自由な方は点字投票用紙により投票ができますので、係員にお申し出ください(点字器は各投票所に用意しています)。また、「選挙公報」の音訳CDを作成しています。ご希望の方は秘書広報課☎042・497・1808へご連絡ください。

問合せ 清瀬市選挙管理委員会事務局選挙係(市役所北側第2庁舎2階)
☎042・492・5111(代表)または☎042・497・2561(直通)

指 定 施 設 で の 不 在 者 投 票

病院・老人ホームなどに入院・入所されている方は、その施設が不在者投票指定施設であれば、その施設で投票ができます。

お早めに施設の方に申し出てください。

◆市内不在者投票指定施設(全21か所)◆

- ・清瀬富士見病院
- ・織本病院
- ・山本病院
- ・複十字病院
- ・救世軍清瀬病院
- ・竹丘病院
- ・東京病院
- ・清瀬リハビリテーション病院
- ・信愛病院
- ・ベトレヘムの園病院
- ・老人保健施設 ラビアンローゼ
- ・介護老人保健施設 たけおか
- ・特別養護老人ホーム 清雅苑
- ・特別養護老人ホーム 救世軍恵泉ホーム
- ・特別養護老人ホーム 上宮園
- ・特別養護老人ホーム 信愛の園
- ・養護老人ホーム 聖家族ホーム
- ・特別養護老人ホーム 聖ヨゼフ老人ホーム
- ・東京都清瀬療護園
- ・東京都清瀬喜望園
- ・救世軍自省館

郵 便 等 に よ る 不 在 者 投 票

重度の障害などのある方が郵便等で投票する制度です。次のいずれかの要件に該当し、自書できる方が利用できます。

※この制度の利用を希望される方は、事前に清瀬市選挙管理委員会に申請が必要です。

	障害名	障害の程度			要介護状態区分
		1級	2級	3級	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能障害	○	○	非該当	要介護5
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害	○	△	○	
	免疫・肝臓の機能障害	○	○	○	
介護保険の被保険者証					

■代理記載が可能です

自書できない方には、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。

対象となる方…上表に該当し、身体障害者手帳の上肢または視覚障害が1級の方